

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

定額減税、直前チェック！ 制度と実務、最低限の 準備とは



2024年6月から、所得税・住民税の「定額減税」が実施されます。

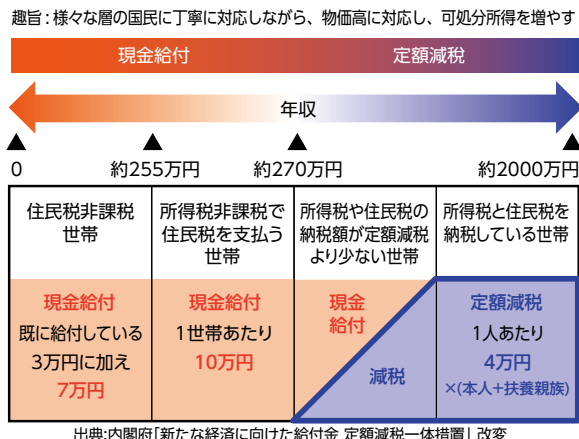
この施策は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、賃上げ促進税制の強化等とともに行われるものです。

今回は6月の制度開始に向けて、制度の概要と実務対応をまとめましたので、着実に準備を進めましょう。

図2. 定額減税の概要

	所得税	住民税
対象者要件	①2024年分の合計所得金額が1805万円以下(給与所得のみは2000万円以下) ②居住者(以下、配偶者、扶養親族で同じ)	①2023年分の合計所得金額が1805万円以下(給与所得のみは2000万円以下) ②居住者(以下、配偶者、扶養親族で同じ)
控除額	以下の合計額 ①本人:3万円 ②同一生計配偶者:3万円 ③扶養親族:3万円(年少含む)	以下の合計額 ①本人:1万円 ②同一生計配偶者:1万円 ③扶養親族:1万円(年少含む)
控除方法	給与所得者(詳細は下記) 2024年6月1日以後の給与・賞与から順次控除 事業所得者 2024年分予定納税から本人分は自動控除、不足や配偶者・扶養親族分は確定申告にて	給与所得者(詳細は下記) 2024年6月給与では控除せず7月から11ヵ月で控除 事業所得者 2024年度分の第1期納税額から順次控除

図1. 定額減税のイメージ



Q 定額減税とは何ですか？
制度の全体像、給付金と定額減税のイメージと概要は左記の通りです。

Q 今回の定額減税は図1の右側の青枠で、一定要件のもとに、2024年6月1日以後の所得税と住民税から減税を行うというものです。

Q 実務では、どのような準備をすれば良いですか？

A 2024年6月支給の給与計算までに次の項目を確認してください。

① 給与計算対象者ごとに控除額を把握

- ・給与計算対象者から提出されている「令和6年分 扶養控除等申告書」に記載の配偶者・扶養親族情報から控除額を把握。
- ・配偶者は年収103万円以下が対象。
- ・年少扶養親族(16歳未満)も対象。
- ・控除後に家族の増減があった場合は、年末調整で対応。

② 給与計算システムの対応

- ・給与計算システムを利用の場合は、設定や計算方法を確認。
- ・エクセルや手書きで給与計算をしている場合は、国税庁の定額減税特設サイトから「各人別控除事績簿」をダウンロードして減税額を管理。

③ その他の留意点

- ・中途入社で7月以降の給与計算対象者は、年末調整で定額減税を実施。
- ・退職者の源泉徴収票には、定額減税控除済額と控除しきれなかった金額を記載。

◆ 国税庁
「定額減税特設サイト」



Q 給与計算する際に控除する所得税の留意点について教えてください。

- ・6月以降に支給される給与、賞与にかかる所得税から順次控除を開始します。
- ・11月までに控除しきれない場合は、年末調整で控除します。
- ・年末調整でも控除しきれない場合は、給付になることが見込まれます。
- ・控除した額を給与明細に記載する必要があります。

Q 給与計算する際の住民税の控除方法について教えてください。

A 初回6月の控除は行いません。控除後の金額が市町村から通知されますので、7月から翌年5月までの11回で控除します。

給与等を支払う事業者であれば、定額減税への対応を行う必要があります。仙台商工会議所の窓口専門家は、はじめとした公的機関への相談や、国税庁のホームページを確認するなどして、事前に準備しておくことをお勧めします。



税理士
高橋 史郎氏

【回答】当所窓口専門家
高橋史郎税理士事務所(青葉区本町)